

# IV

## 家庭裁判所における 家事事件の概況及び実情並びに 人事訴訟事件の概況等

---



# 1 家事事件の概況

## 1. 1 家事事件全体の概況

家事事件<sup>1</sup>のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響で増加傾向にある。一方、別表第二事件の新受件数は、調停事件を中心におおむね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化している。

一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については緩やかな長期化傾向にある。この傾向については、前回と同様、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が高い水準にあることが影響しているのではないかと考えられるほか、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が影響しているのではないかと考えられる。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）については、前回から大きな変化は見られないものの、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回（9.7%）より2.5%増加して12.2%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

### ○ 別表第一審判事件

別表第一審判事件の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、平成30年における既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりである。

平成30年の新受件数は、前回（81万6216件）より5.8%増加していて、増加傾向は続いている。こうした増加傾向の主な要因は、後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件を合計した新受件数が、前回の26万4821件から30万9069件<sup>2</sup>に増加したこととあり、これには、前回指摘されているとおり、成年後見制度の利用者数が累積的に増加していること等が影響していると思われる（第7回報告書93頁参照）。

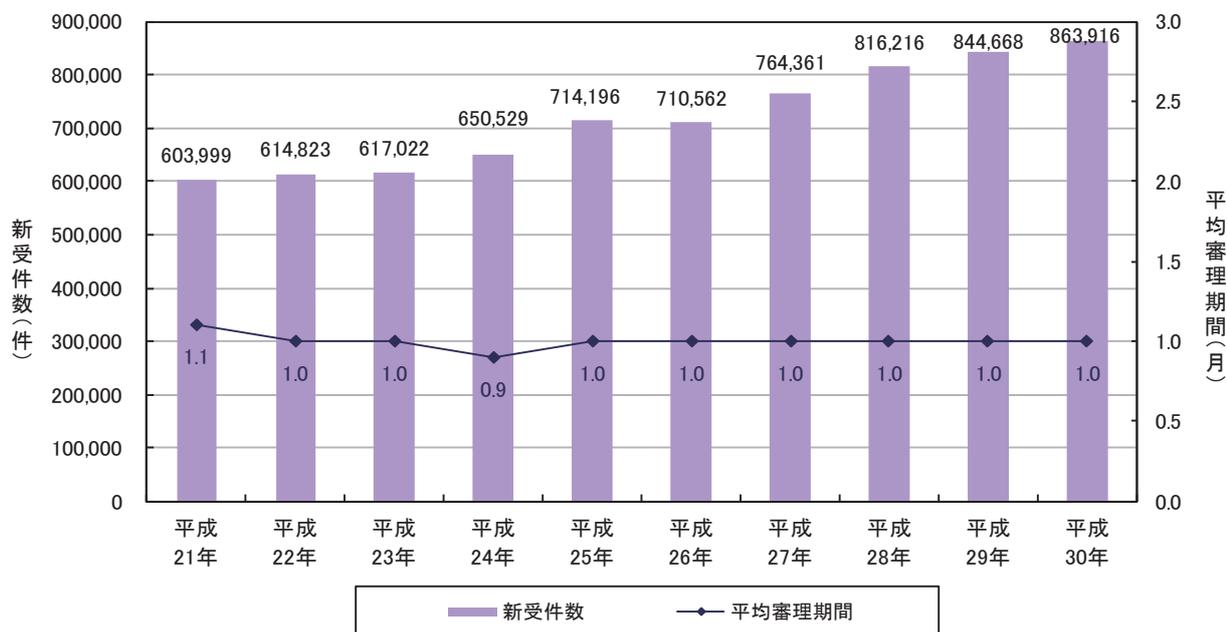
別表第一審判事件の既済件数は、家事事件全体の8割以上を占めており、その平均審理期間が1.0月と短期間である傾向に、前回から変化は見られない（第7回報告書94頁【表2】参照）。

<sup>1</sup> 本報告書で取り上げる「家事事件」は、家事法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。

<sup>2</sup> 司法統計年報による。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第一審判事件)



【表2】 家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
既済件数	860,587	18,633	78,650	55,432
平均審理期間(月)	1.0	5.7	6.4	5.6

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化はない(第7回報告書94頁【表3】参照)。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	853,419 99.2%	13,133 70.5%	50,219 63.9%	38,534 69.5%
6月超 1年以内	6,299 0.7%	3,776 20.3%	19,871 25.3%	13,146 23.7%
1年超 2年以内	786 0.09%	1,428 7.7%	7,492 9.5%	3,554 6.4%
2年を超える	83 0.01%	296 1.6%	1,068 1.4%	198 0.4%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりであり、認容で終局したものが約98%で、他の終局区分の割合が非常に少ないことは、前回とほぼ同様の傾向である（第7回報告書95頁【表4】参照）。

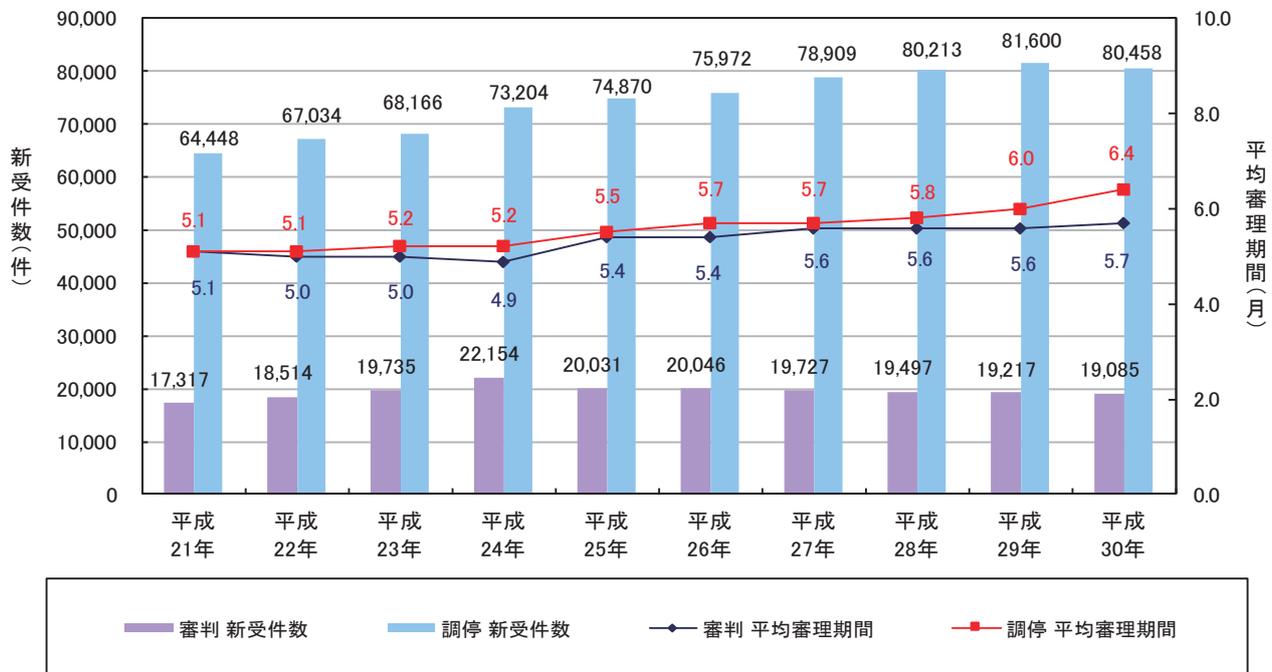
【表4】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	860,587 100.0%	18,633 100.0%	総数	78,650 100.0%	55,432 100.0%
認容	840,584 97.7%	9,131 49.0%	成立	44,053 56.0%	25,648 46.3%
却下	2,503 0.3%	2,229 12.0%	不成立	9,210 11.7%	13,951 25.2%
取下げ	12,985 1.5%	2,995 16.1%	取下げ	15,826 20.1%	10,917 19.7%
それ以外	4,515 0.5%	4,278 23.0%	それ以外	9,561 12.2%	4,916 8.9%

#### ○ 別表第二事件

平成30年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間は【表2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図5】のとおりである。

【図5】 新受件数及び平均審理期間の推移（別表第二事件）



調停事件の新受件数は、平成30年に若干減少したものの、平成21年以降、おおむね増加傾向にあり、審判事件の新受件数も、ここ数年は若干減少しているものの、長期的に見ればおおむね高止まり状態にあって、別表第二事件全体としての新受件数は、おおむね緩やかな増加傾向にある。平均審理期間<sup>3</sup>について見

<sup>3</sup> 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件として係属した時（審判事件として申立てがあった時、調停が不成立になって審判移行した時等）から審判事件として終局した時までを指す（調停事件についても同様である。）。この点、IV. 1. 2.

れば、調停事件は、平成 21 年から平成 24 年にかけて 5 月前後で推移した後、平成 25 年から緩やかに長期化し、平成 30 年には 6.4 月となった<sup>4</sup>。一方、審判事件は、平成 21 年以降は短縮し、平成 24 年には 4.9 月となったが、平成 25 年以降は緩やかに長期化し、平成 27 年以降は高止まり状態となっている<sup>5</sup>。

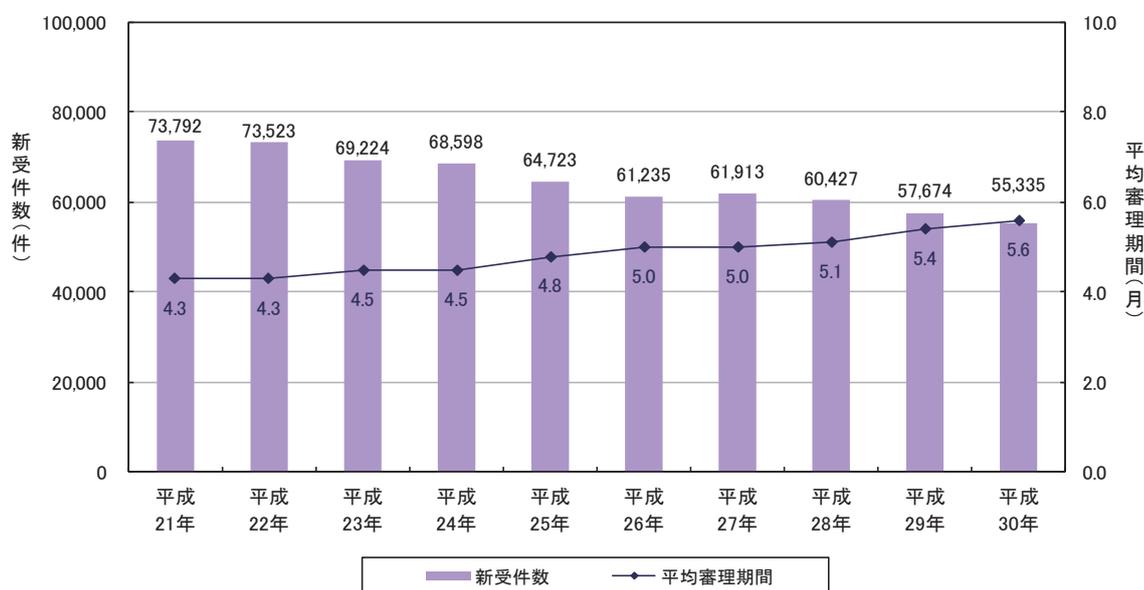
審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（審判事件で 70.5%、調停事件で 63.9%）は、審判事件では前回（72.0%）より 1.5%減少し、調停事件では前回（68.3%）より 4.4%減少している。一方で審理期間が 1 年を超える事件の割合（審判事件で 9.3%、調停事件で 10.9%）は、審判事件では前回（8.6%）より 0.7%増加し、調停事件では前回（9.0%）より 1.9%増加している。（第 7 回報告書 94 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合（56.0%）は前回（57.0%）より減少し、調停不成立で終局した事件の割合（11.7%）も前回（12.9%）より減少、取下げで終局した事件の割合（20.1%）は前回とほぼ同様である。他方、それ以外の事由で終局した事件の割合（12.2%）が前回（9.7%）より 2.5%増加しているが、これが、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われることは、前回指摘されているとおりである<sup>6 7</sup>。（第 7 回報告書 95 頁【表 4】、96 頁参照）

### ○ 一般調停事件

平成 30 年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間は【表 2】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移は【図 6】のとおりである。

【図 6】 新受件数及び平均審理期間の推移（一般調停事件）



1 以降と異なる統計処理がされているので(後掲Ⅳ. 1. 2. 1【図9】の注記参照)、注意されたい。

<sup>4</sup> なお、未済事件の平均係属期間は、平成 21 年以降、5.6 月から 5.9 月の間で推移している(未済事件の平均係属期間の平成 29 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況(1)―家事事件―」法曹時報第 70 巻第 12 号 114 頁第 20 表(平成 30 年)参照)。

<sup>5</sup> なお、未済事件の平均係属期間は、平成 21 年に 7.9 月であったが、徐々に短縮しており、平成 29 年には 6.2 月となっている(未済事件の平均係属期間の平成 29 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 4・104 頁第 9 表参照)。

<sup>6</sup> 平成 29 年の既済事件(別表第二調停事件)のうち、5.8%が調停に代わる審判により終局している(最高裁判所事務総局家庭局・脚注 4・110 頁第 14 表参照)(前回は 5.1%)(第 7 回報告書 96 頁脚注 5 参照)。

<sup>7</sup> 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

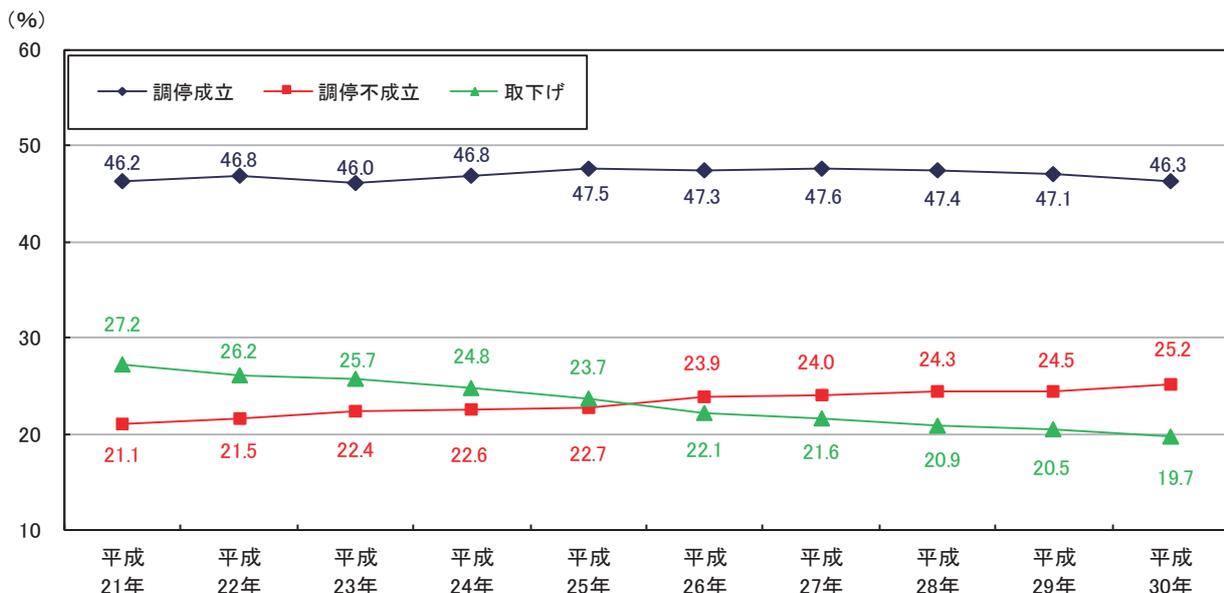
一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整調停事件が占める<sup>8</sup>。）の新受件数は、平成 21 年以降、おおむね減少傾向が続いているが、一方で、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にある。なお、未済事件の平均係属期間も、平成 21 年の 3.7 月から、平成 29 年には 4.6 月となっており<sup>9</sup>、同様の傾向が見られる。

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合（69.5%）は前回（73.1%）より 3.6%減少している。一方で、審理期間が 1 年を超える事件の割合（6.8%）は、前回（5.1%）より 1.7%増加している。（第 7 回報告書 94 頁【表 3】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合（46.3%）は前回（47.4%）より若干減少した（第 7 回報告書 95 頁【表 4】参照）。

一般調停事件の平均審理期間が緩やかな長期化傾向にあることについては、これまで、取下げで終局した事件の割合が減少する一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が増加傾向にあることが影響しているのではないかと考えられると指摘されていた（第 6 回報告書 137 頁及び第 7 回報告書 97 頁参照）。もともと、【図 7】のとおり、調停成立で終局した事件の割合は、近時は横ばいになってきている。また、【図 8】のとおり、夫婦関係調整調停事件において調停成立で終局した事件のみを見ても、平均審理期間は長期化しているほか、取下げで終局した事件の平均審理期間も、調停成立で終局した事件の平均審理期間より短いとはいえ、平成 30 年は 3.5 月と前回（3.3 月）より長期化している。そうすると、一般調停事件の平均審理期間が緩やかな長期化傾向にあることについては、これまで指摘されていたことに加え、他の要因も考えられ、婚姻関係事件について後述する（後掲Ⅳ. 1. 2. 2）と同様に、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが影響していると考えられる。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、婚姻費用分担事件の解決が優先されたり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、結果的には、夫婦関係調整調停事件の審理が長引くという事情があるのではないかと考えられる。

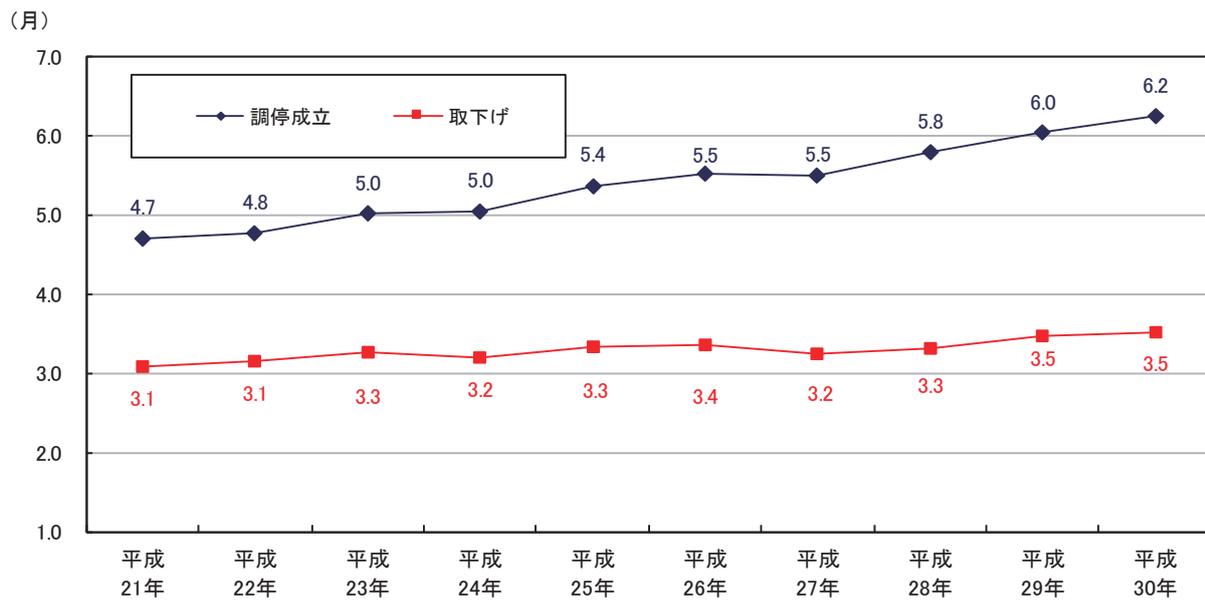
【図 7】一般調停事件の終局区分別割合の推移



<sup>8</sup> 夫婦関係調整調停事件の新受件数は、平成 29 年において 4 万 5777 件、平成 30 年において 4 万 4048 件である（司法統計年報による。なお、司法統計年報では、夫婦関係調整調停事件を「婚姻中の夫婦間の事件」と表記している。）。

<sup>9</sup> 未済事件の平均係属期間の平成 29 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 4・114 頁第 20 表参照

【図8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



## 1. 2 個別の事件類型の概況

### 1. 2. 1 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数（審判＋調停）が長期的に見れば増加傾向にある。平均審理期間は、ここ数年間は12月を下回る水準で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（15.5%）より増加して21.5%となっており、前回と比べても、他の事件類型と比べても、調停に代わる審判が更に積極的に活用されている。

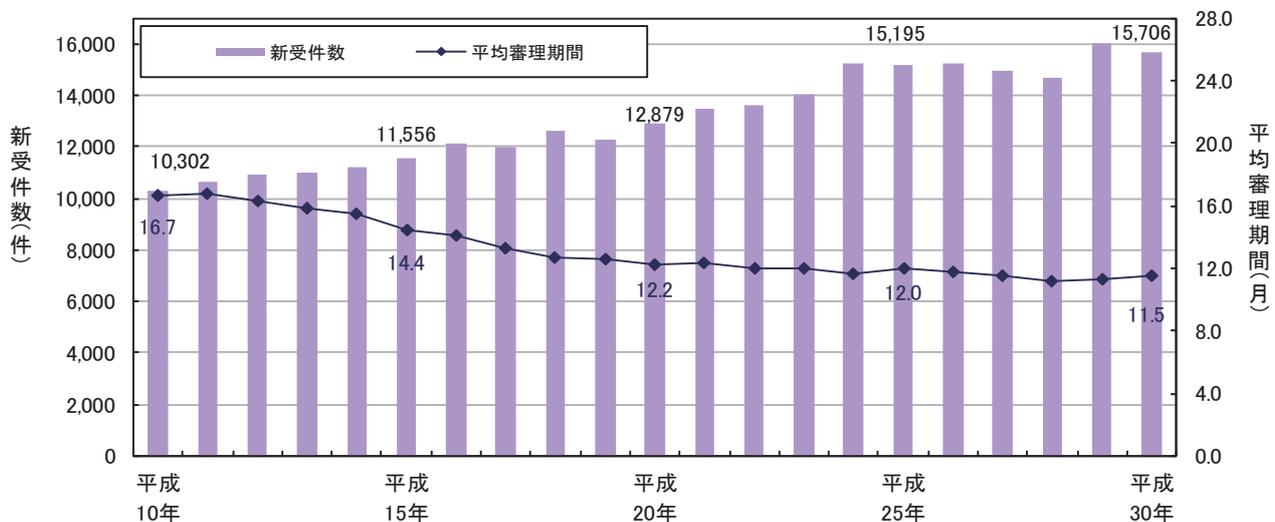
手続代理人弁護士関与がある事件数は、ここ数年増加傾向にある。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔、平均当事者数）については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図9】のとおりである。

新受件数は、高齢化の影響等により、長期的に見れば増加傾向にあり、平成30年は1万5706件であった。

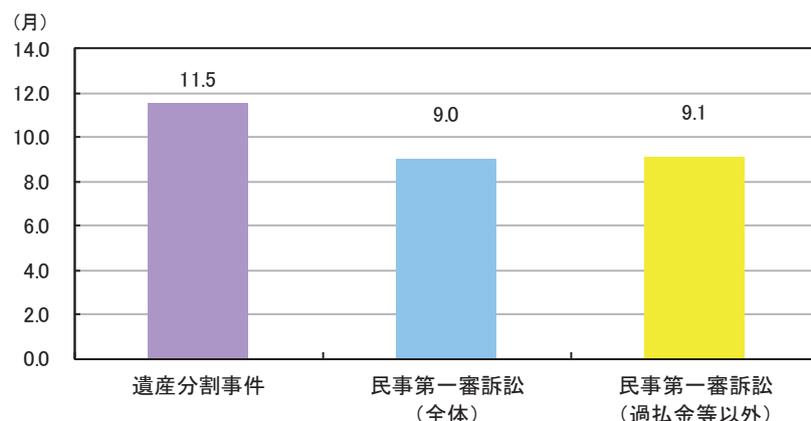
【図9】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

平成30年における平均審理期間は【図10】のとおり11.5月で、前回から大きな変化はなく、民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっている点も前回と同様である（第7回報告書100頁【図10】参照）。もっとも、平均審理期間は、ここ数年間で見れば、【図9】のとおり、12月を下回る水準で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。

【図10】 平均審理期間(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 11】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回(38.0%)より減少して36.1%となる一方で、6月を超え1年以内の事件の割合が前回(32.0%)より増加して33.8%となった(第7回報告書100頁【表 11】参照)。

【表 11】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	13,040	138,682	98,901
平均審理期間(月)	11.5	9.0	9.1
6月以内	4,709 36.1%	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	4,403 33.8%	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	2,920 22.4%	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	655 5.0%	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年を超える	353 2.7%	2,584 1.9%	1,969 2.0%

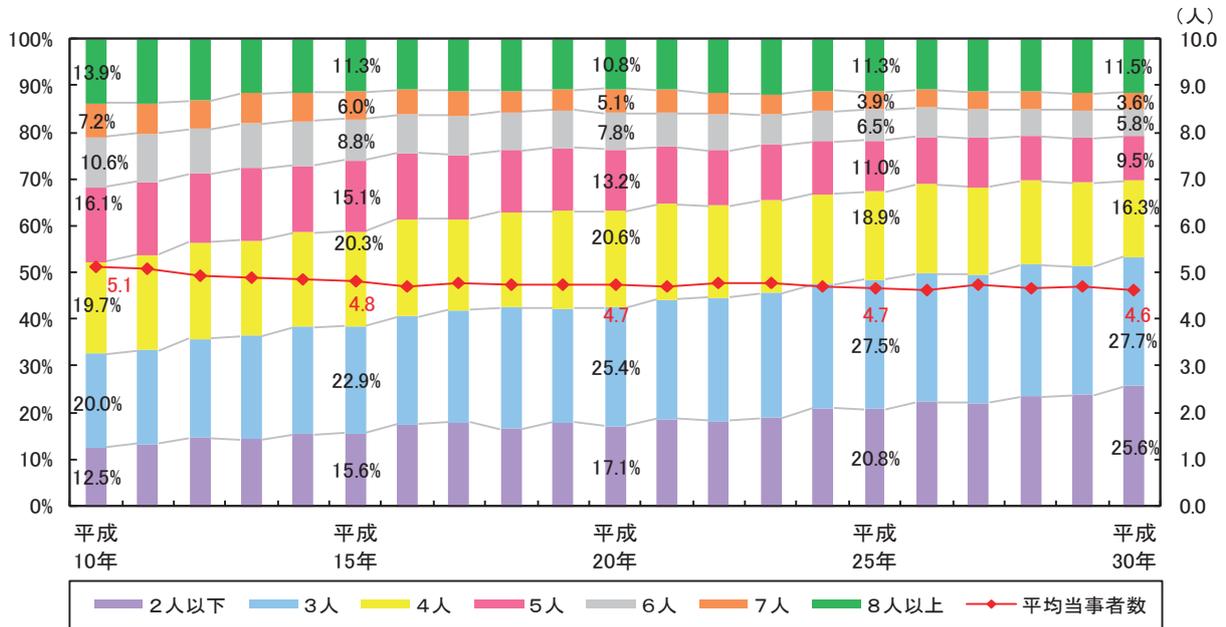
終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 12】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合(51.3%)は、前回(54.5%)より減少し、審判(認容, 却下, 分割禁止)により終局した事件の割合も、前回(7.78%)より若干減少して7.08%となった。一方、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回(15.5%)より増加して21.5%となったが、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であり(後掲Ⅳ. 1. 2. 2【表 23】、後掲Ⅳ. 1. 2. 3【表 31】参照)、遺産分割事件において、簡易迅速な紛争解決手段として調停に代わる審判が更に積極的に活用されていることがうかがわれる。(第7回報告書100頁【表 12】参照)

【表 12】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
(遺産分割事件)

調停成立	6,683 51.3%
調停をしない	97 0.7%
調停に代わる審判	2,806 21.5%
取下げ	2,501 19.2%
当然終了	33 0.3%
認容	895 6.9%
却下	14 0.1%
分割禁止	11 0.08%

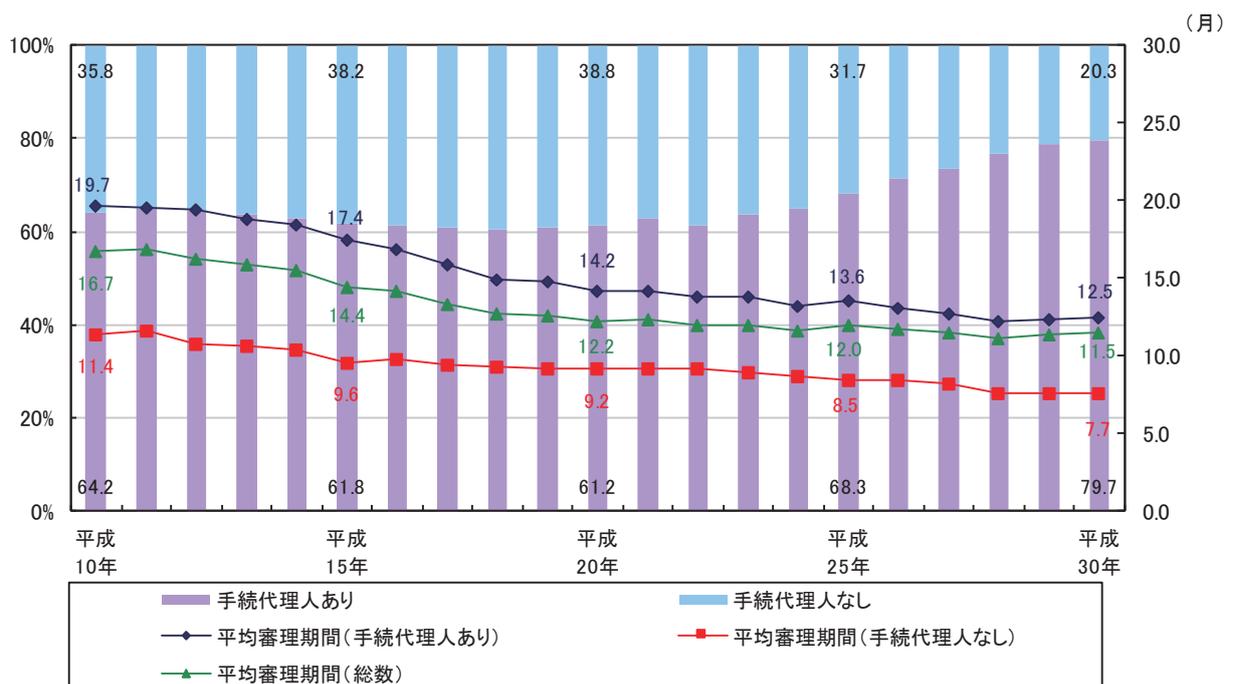
当事者数の推移は【図 13】のとおりであり、平均当事者数は 4.7 人前後で推移している。

【図 13】 当事者数の推移(遺産分割事件)

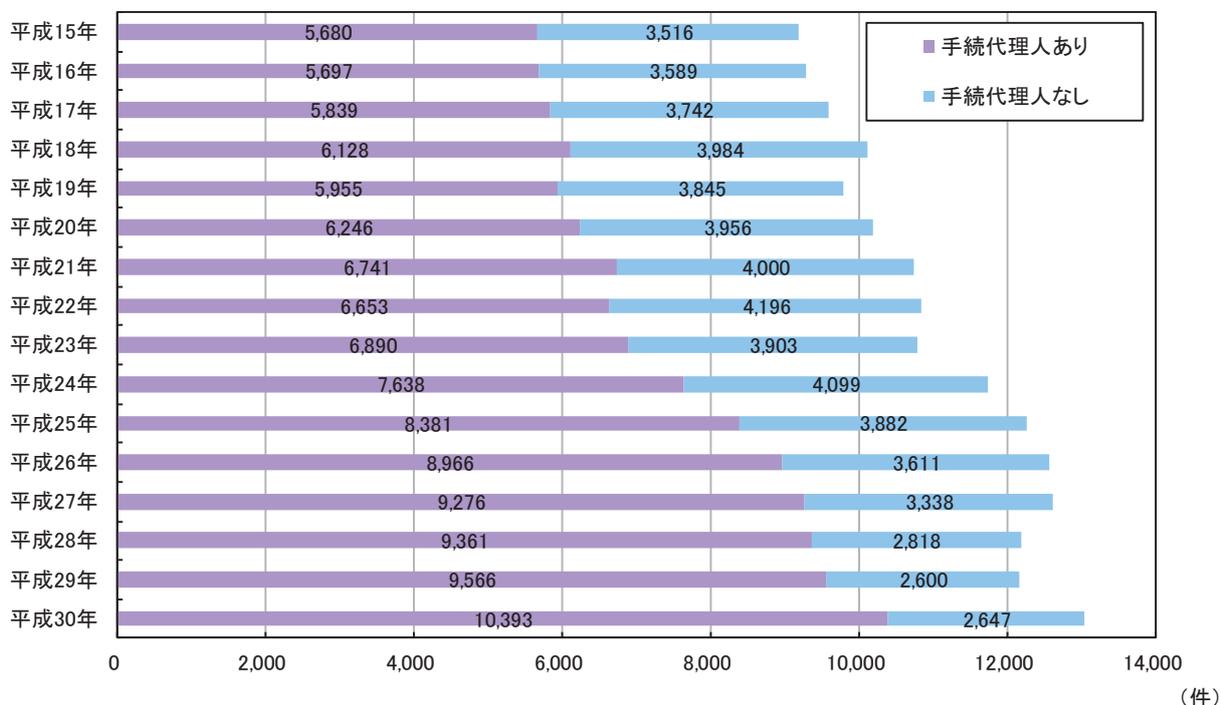


遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 14】のとおりである。当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく 6 割台で推移していたが、特にここ数年は増加傾向にあって、平成 30 年には 79.7%（【図 15】によれば 1 万 0393 件）に達するなど、手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるということが出来る。なお、手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない。

【図 14】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



【図15】 手続代理人弁護士との関与の有無別の既済件数の推移(遺産分割事件)



平均期日回数及び平均期日間隔は【表16】のとおりである。平均期日間隔も平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）も、前回からほとんど変化はない（第7回報告書102頁【表16】参照）。

【表16】 平均期日回数及び平均期日間隔(遺産分割事件)

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.4
平均調停期日回数	5.0
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	2.1

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表17】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合が前回(5.0%)より減少して4.2%となっている(第7回報告書102頁【表17】参照)。

【表17】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(遺産分割事件)

調査命令	あり	554 4.2%
	なし	12,486 95.8%

## 1. 2. 2 婚姻関係事件<sup>10</sup>

新受件数（審判＋調停）は若干減少したものの、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成21年以降、長期化傾向にある。この傾向に関連する事情として、前掲Ⅳ. 1. 1で指摘したのと同様に、取下げで終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が高いことや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回（71.3%）から減少して67.1%となった。

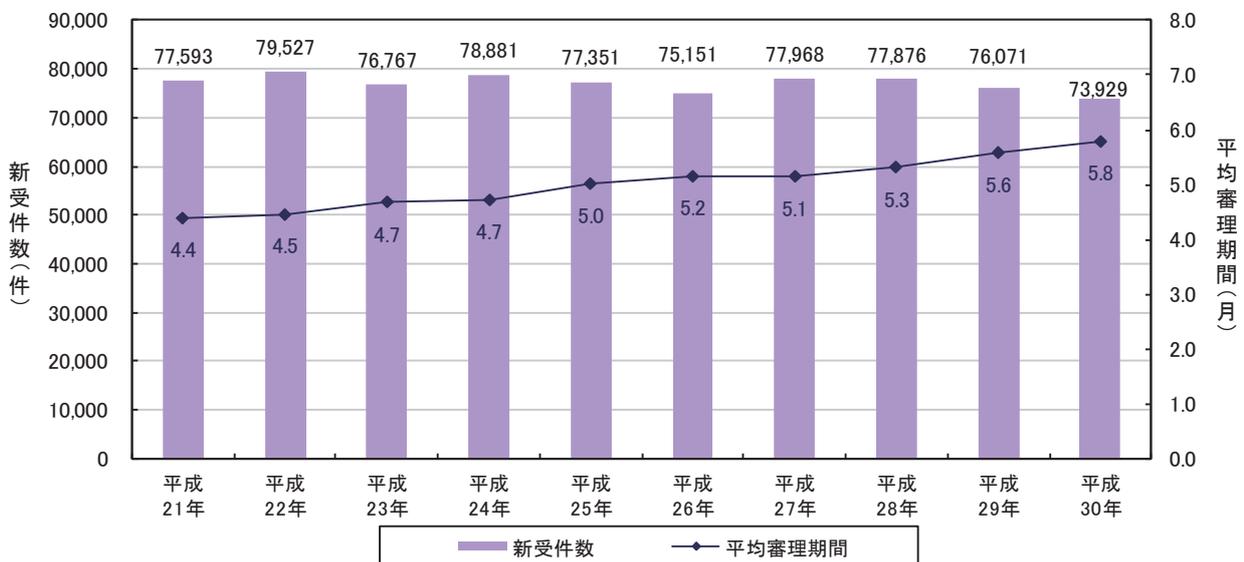
なお、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（1.8%）より増加して3.0%となった。また、調査命令のあった事件の割合は、前回（19.2%）より増加して22.1%となった。

平均期日回数及び平均期日間隔については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図18】のとおりである。

新受件数は若干減少したものの、平成30年も7万3929件と依然として高水準にある。

【図18】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

<sup>10</sup> 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の年金分割）事件等が含まれる。

平均審理期間は、【図18】及び【表19】のとおり、平成21年以降、長期化傾向にあり、平成30年は5.8月となった。

【表19】 既済件数及び平均審理期間  
(婚姻関係事件)

既済件数	68,094
平均審理期間(月)	5.8

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表20】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合が前回(71.3%)より減少して67.1%となった一方、1年を超える事件の割合が前回(5.54%)より増加して7.55%となった(第7回報告書104頁【表20】参照)。

【表20】 審理期間別の既済件数及び事件割合  
(婚姻関係事件)

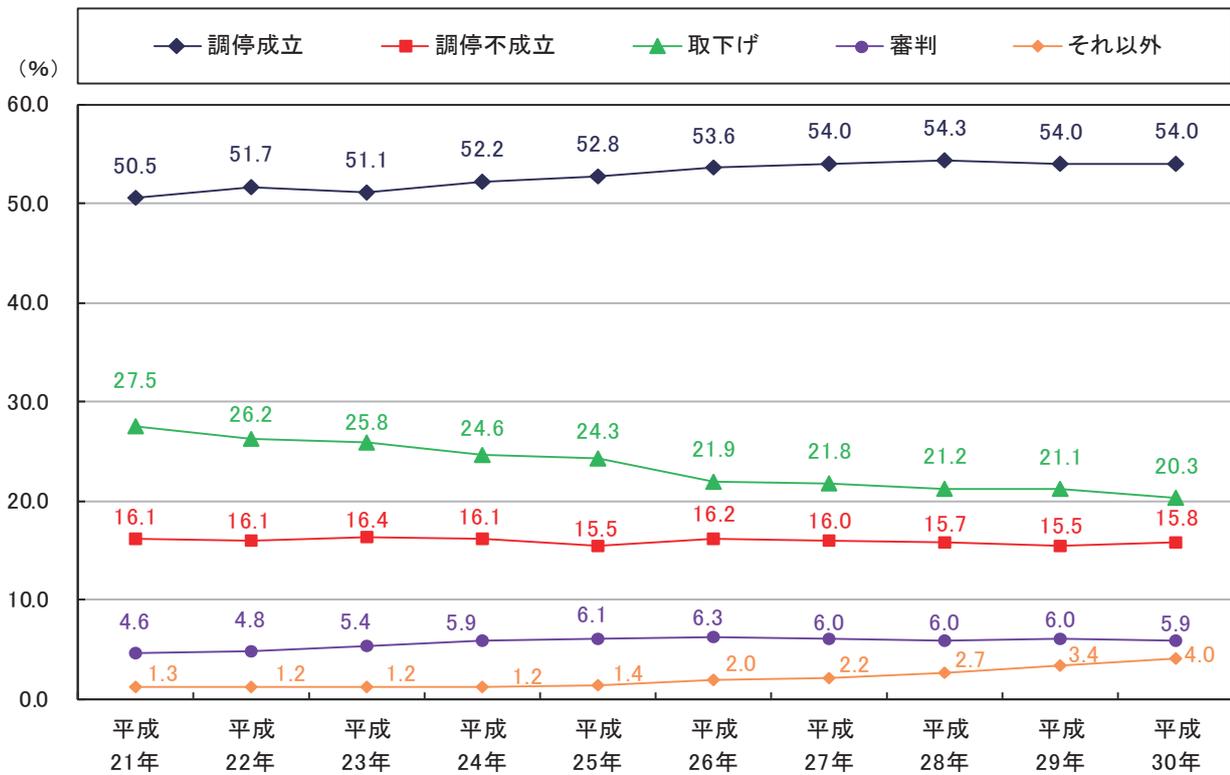
6月以内	45,693 67.1%
6月超1年以内	17,274 25.4%
1年超2年以内	4,836 7.1%
2年超3年以内	258 0.4%
3年を超える	33 0.05%

なお、婚姻関係事件の平均審理期間が長期化する傾向にあることと関連して、夫婦関係調整調停事件について前述した(前掲IV. 1. 1参照)と同様に、【図21】及び【図22】のとおり、相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件の割合が高止まり状態にあることのほか、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが挙げられる(婚姻費用分担事件の新受件数(審判+調停)は、平成21年には1万5263件であったが、平成30年には2万4804件である<sup>11</sup>)。すなわち、婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と調停期日が並行して重ねられることが多いが、別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整調停事件において離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなりがちになったり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるかということ自体で手続が紛糾したりするなどして、全体として審理が長引く事情もあるのではないかと考えられる<sup>12</sup>。

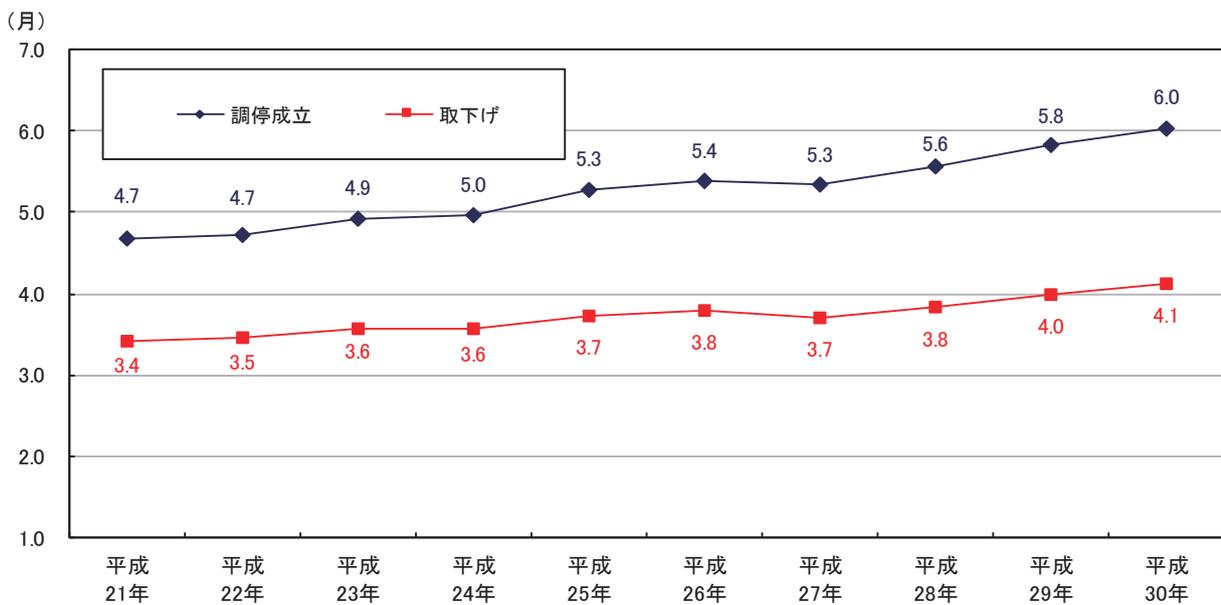
<sup>11</sup> 内訳は、平成21年において、審判事件2,391件、調停事件1万2,872件であり、平成30年において、審判事件3,138件、調停事件2万1,666件である(司法統計年報による)。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

<sup>12</sup> このような指摘は、第6回の迅速化検証における実情調査においても見られた。

【図21】 終局区分別の事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図22】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 23】のとおりである。調停成立で終局した事件，調停不成立で終局した事件（一般調停事件である夫婦関係調整調停事件），認容又は却下の審判で終局した事件（別表第二審判事件）の割合及び取下げで終局した事件の割合は，前回から大きな変化はない。調停に代わる審判により終局した事件の割合は，前回（1.8%）より増加して 3.0%となった。（第 7 回報告書 106 頁【表 23】参照）

【表 23】 終局区分別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

調停成立	36,778 54.0%
調停不成立	10,757 15.8%
調停をしない	532 0.8%
調停に代わる審判	2,065 3.0%
取下げ	13,797 20.3%
当然終了	158 0.2%
認容	3,772 5.5%
却下	235 0.3%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 24】のとおりであり，平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）及び平均期日間隔は，いずれも前回とほぼ同様である（第 7 回報告書 106 頁【表 24】参照）。

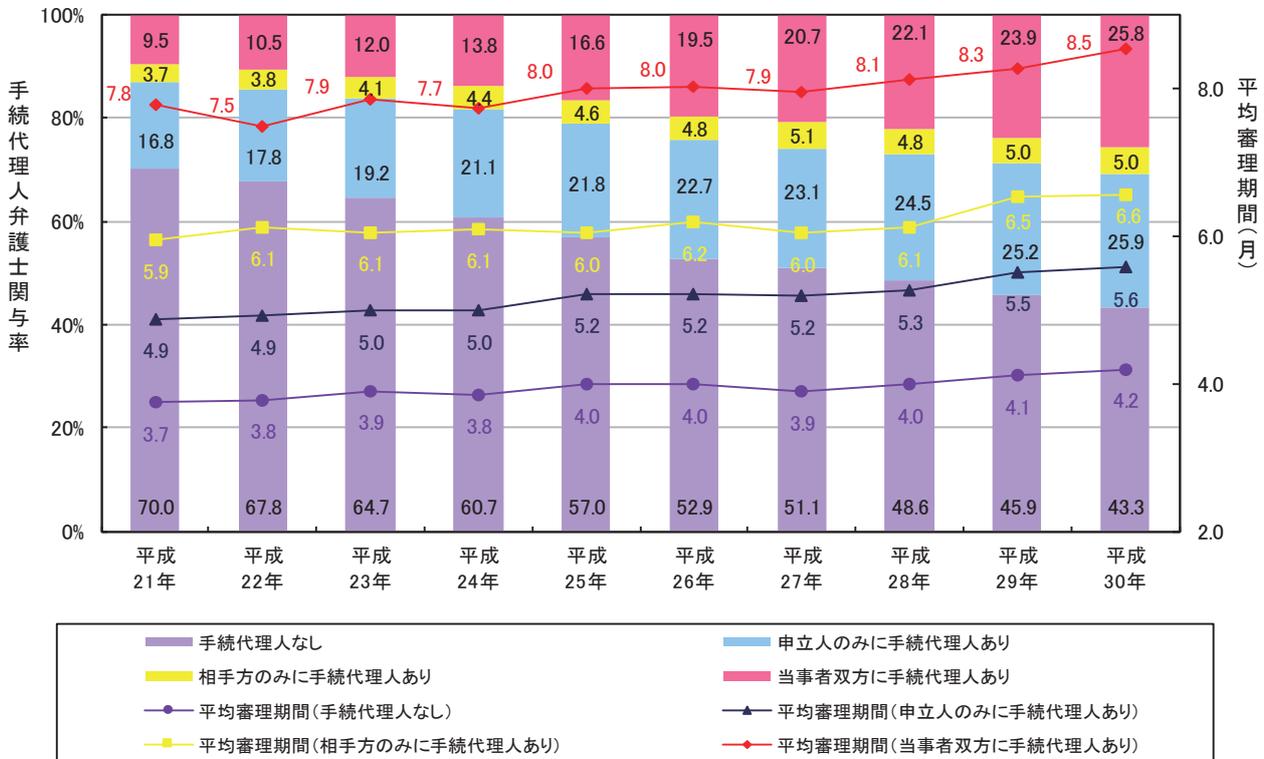
【表 24】 平均期日回数及び平均期日間隔（婚姻関係事件）

事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.4
平均調停期日回数	3.3
平均審判期日回数	0.09
平均期日間隔(月)	1.7

※ 端数処理の関係で，平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は，全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移は【図 25】のとおりであり，ここ数年，手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は，平成 28 年以降は 5 割を超えている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は，当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り，また，当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は，当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間を上回ることから，手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が長期化する傾向にあることは関連しているといえ，手続代理人弁護士関与率の増加が，事件の困難化傾向を示唆しているものとも考えられる。

【図25】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表26】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合(22.1%)は、前回(19.2%)より増加した(第7回報告書107頁【表26】参照)。事件別の調査命令の有無別の事件割合を見ると、平成30年の婚姻費用分担事件で調査命令のあった事件の割合(13.0%)は、平成28年(12.7%)とほぼ同様である一方、平成30年の夫婦関係調整調停事件で調査命令のあった事件の割合(28.2%)は、平成28年(23.4%)より4.8%増加している。

【表26】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	15,050 22.1%
	なし	53,044 77.9%

### 1. 2. 3 子の監護事件<sup>13</sup>

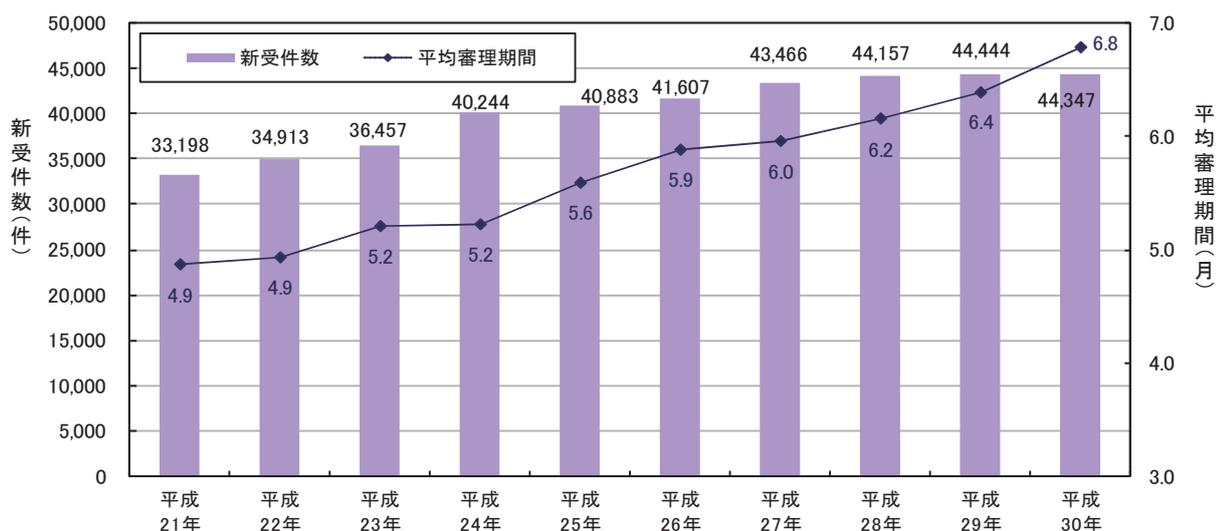
前回から引き続き、新受件数（審判＋調停）はおおむね増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられることは、前回と同様である。

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（3.1%）より若干増加して4.4%となったほか、調査命令のあった事件の割合は、前回（42.6%）より増加して45.6%となった。

その他の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から大きな変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移は【図27】のとおりである。

【図27】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

新受件数は、平成30年は若干減少したものの、平成21年以降、おおむね増加傾向にあり、平成30年は4万4347件となった。平均審理期間は、一貫して長期化傾向が続いており、【表28】にもあるように、平成30年は6.8月となった。

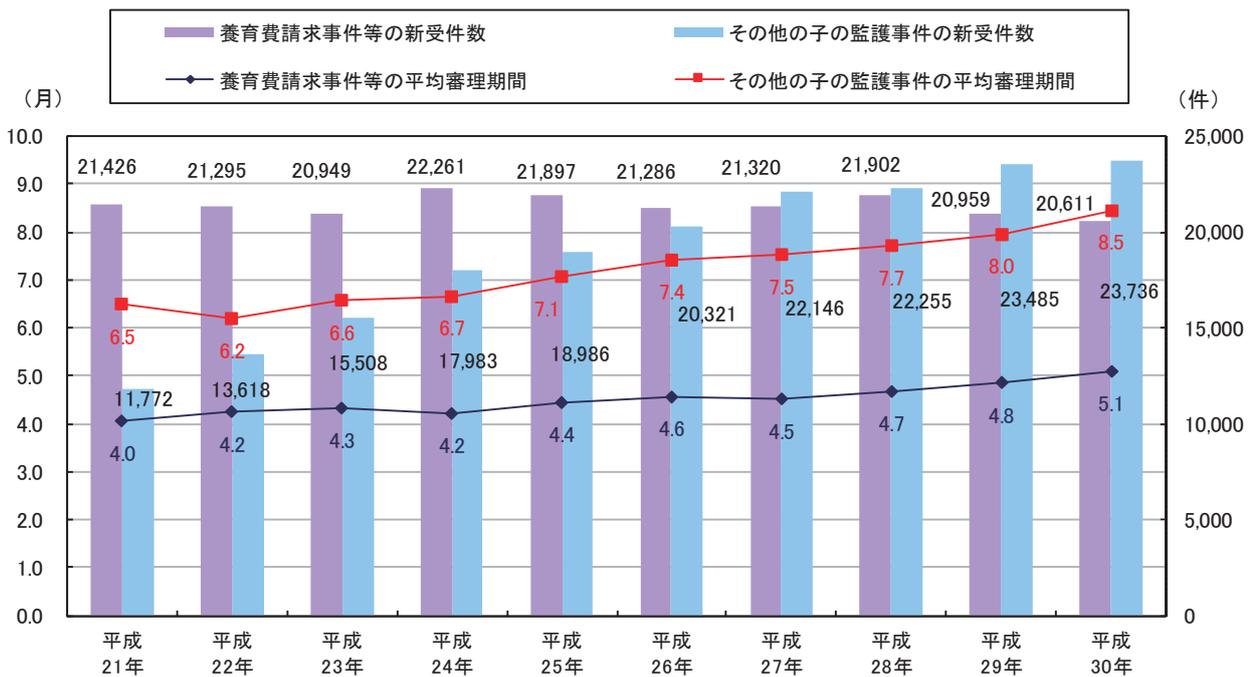
【表28】 既済件数及び平均審理期間（子の監護事件）

既済件数	34,643
平均審理期間(月)	6.8

<sup>13</sup> 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、子の監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

上記のような長期化傾向の理由としては、【図 29】のとおり、ここ数年間、養育費請求事件等の新受件数が高止まり状態にある一方で、養育費請求事件等よりも相対的に審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件を合わせたその他の子の監護事件の新受件数が大幅な増加傾向にあることが挙げられる（【図 29】のとおり、この 10 年間、養育費請求事件等の平均審理期間は 4.0 月から 5.1 月の間で推移しているが、その他の子の監護事件の平均審理期間は 6.5 月から 8.5 月へとより顕著な長期化傾向を示している。）。

【図 29】 子の監護事件に係る類型別の新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合は【表 30】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合は、前回 (64.9%) より減少して 59.9% となった一方、1 年を超える事件の割合は、前回 (9.69%) より増加して 12.49% となった (第 7 回報告書 109 頁【表 30】参照)。

【表 30】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (子の監護事件)

6月以内	20,757 59.9%
6月超1年以内	9,562 27.6%
1年超2年以内	3,921 11.3%
2年超3年以内	372 1.1%
3年を超える	31 0.09%

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表 31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合が前回（55.9%）より若干減少して 55.4%となり、認容又は却下の審判で終局した割合も、前回（14.2%）より若干減少して 13.9%となった。一方で、調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回（3.1%）より増加して 4.4%となった。（第7回報告書 110 頁【表 31】参照）

【表31】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
（子の監護事件）

調停成立	19,204 55.4%
調停をしない	477 1.4%
調停に代わる審判	1,511 4.4%
取下げ	8,490 24.5%
当然終了	133 0.4%
認容	3,361 9.7%
却下	1,467 4.2%

平均期日回数及び平均期日間隔は【表 32】のとおりであり、平均期日回数（3.7 回）（そのほとんどが調停期日である。）は前回（3.5 回）とほぼ同様であり、平均期日間隔（1.8 月）は前回と変わらなかった（第7回報告書 110 頁【表 32】参照）。

【表32】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（子の監護事件）

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.7
平均調停期日回数	3.2
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	1.8

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合は【表 33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（42.6%）より 3.0%増加して 45.6%となっており、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲IV. 1. 2. 1【表 17】，前掲IV. 1. 2. 2【表 26】，第7回報告書 110 頁【表 33】参照）。

【表33】 調査命令の有無別の既済件数  
及び事件割合（子の監護事件）

調査命令	あり	15,784 45.6%
	なし	18,859 54.4%

## 2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

### 1 実情調査の位置付け（目的）

家事調停事件については、各庁において評議を通じた裁判官関与の充実の取組が行われているものの、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間が若干長期化傾向にある。また、人事訴訟事件に関する平均審理期間は、おおむね一貫して長期化傾向にある。

こうした状況を踏まえ、第7回報告書においては、調停委員会内部における認識共有に向けての取組を引き続き進めるとともに、調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要となり、その具体的方策等について検討を深めることが必要となるとの課題や、審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ、調停進行上の具体的方策等を更に検討していく必要があるとの課題が指摘されたところである。

そこで、今回の検証では、平成30年5月及び11月に、大規模、小規模の家庭裁判所本庁各1庁及び家庭裁判所支部1庁の計3庁の裁判所並びに上記各本庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を実施し、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と更なる課題、人事訴訟の審理等を念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題を中心として、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

### 2 調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題

#### (1) 実情調査の結果

#### ア 調停委員会内部の認識共有

大規模家庭裁判所、小規模家庭裁判所を問わず、調停における裁判官関与の充実に関する取組の趣旨は浸透しており、裁判官が対面評議や書面評議を合理的かつ効果的に行い、調停における合意点及び対立点を確認するとともに、当事者の自主的紛争解決を後押しするため、法的観点が強調されすぎることのないよう、法的観点の当事者への伝え方も含めて評議を行うなど、評議を通じた裁判官関与の充実に関する取組が引き続き行われている。こうした取組を進める上での課題として、評議待ちの問題が生じるなどしているが、書記官による評議の適切な前さばきや、当事者に対する丁寧な説明等を通じて、当事者の理解を得ながら、適時適切に対面評議を行うことができるよう各庁において取組が進められていることは前回と同様である。

弁護士の側からも、調停委員から「評議の結果」であるとして説明される場面や、裁判官から直接説明される場面が増加していると感じられるとして、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果を実感しており、その結果、当事者の信頼度や納得度が向上しているとの実情が紹介された。

一方で、弁護士の側からは、書面評議のみでは調停における当事者の主張のポイントが裁判官に正確に共有されていないと感じられる場合があり、対面評議をより充実させるべきであるが、調停委員の中には、裁判官に対する遠慮から、対面評議の申出を躊躇する傾向があるのではないかと指摘もされている。

#### イ 調停委員会と当事者との間の認識共有

更なる調停の充実に向けた課題として、調停委員会と当事者との間の認識共有が必要であるとの点についても、各庁において取組が進められつつあり、裁判官の側からは、評議の際に、その結果等の当事者への伝え方や、評議の結果を伝える際の裁判官と調停委員との役割分担についても打合せを行ったり、調停委員から評議の結果を伝えた場合には、その際の当事者の反応についても評議で確認したりしているといった実情が紹介された。また、調停委員会と当事者との間の認識共有をより深めるための具体的

方策として、①第1回調停期日の冒頭に双方当事者の同席の下で手続の説明をする際に、裁判官も同席することで、当事者が調停委員会の構成をイメージしやすいようにする、②ホワイトボードを活用して評議を行い、それを当事者にも示して説明する、③次回までの提出資料や検討事項を当事者自身にメモしてもらうなどの取組も紹介された。もっとも、更に進んで、類型的な問題点にとどまらない事情についても当事者と認識を共有することや、当事者の自主的紛争解決を後押しするような課題を設定することが課題であるとの指摘がされた。

弁護士からは、裁判官が期日に立ち会って当事者に説明することは、認識共有に非常に有効であるとの認識が示された一方、調停委員会による説明については、改めて手続代理人弁護士からかみ砕いて当事者本人に説明しているとの実情が紹介され、手続代理人弁護士が付いている事件とそうでない事件とで、当事者本人の理解の程度が異なるのではないかとの指摘がされた。また、上記の具体的方策に関しては、ホワイトボードを活用した争点の整理について、総合的な調整が望ましい事案には必ずしも適さないとの指摘がされた。さらに、調停委員会と当事者との間の認識共有は、迅速化にはある程度つながっているものの、調停の成立には必ずしも結び付いていないのではないかとの意見も出された。

#### (2) 検証検討会での議論

検証検討会においては、適時適切な評議等を通じて、調停における積極的な裁判官関与の取組が行われており、弁護士においてもその効果が実感されているとして、調停委員会内部の認識共有に向けた取組の趣旨は浸透していると感じられるとの意見が出された。また、調停委員会と当事者との間の認識共有についても、ホワイトボードを活用して対立点に関する評議の結果を当事者にフィードバックする取組が行われるなど、取組が進展しているとの評価がされた。

一方で、調停委員会内部における認識共有については、一部の調停委員は、依然として、裁判官に対する遠慮から、評議の申出を躊躇する傾向があると窺われ、庁の規模等に応じて柔軟な対面評議の在り方を工夫することが必要であるとの意見や、例えば夫婦関係調整調停事件において、離婚の可否、親権、養育費といった類型的な問題点についてのみならず、離婚に伴う住宅ローンの処理といった、類型的な問題点ではないものの当事者が関心を抱いている事情についても、評議等を通じて裁判官と調停委員との間で認識共有を十分に図るべきではないかとの意見が出された。

調停委員会と当事者との間の認識共有については、ホワイトボードを利用したフィードバックについて、対立点が視覚化されて分かりやすくなるというメリットがあることから、調停手続が訴訟における争点整理手続のようになり、話し合いを通じた当事者の自主的紛争解決の機運が損なわれてしまうことのないように留意しつつ、取組を進めていくことが望ましいとの意見が出された。

また、弁護士は、手続代理人として調停委員会からのフィードバックを受け、その内容を当事者本人に説明するなどして、調停委員会と当事者との間の認識共有に貢献しているところ、手続代理人弁護士のいない事件においては、当事者本人が手続の内容や調停委員の役割等を認識していない場合もあり、手続代理人弁護士が付いている事件とそうでない事件とで認識共有等の程度に落差があるのではないかとの指摘がされた。

こうした指摘も踏まえ、調停委員会と当事者との間の認識共有の取組については、調停期日の終了時に、双方当事者が同席する場において、当該期日における到達点や次回期日に向けた課題等について確認するなど、当事者間の認識共有をも含めた更なる取組が期待され、その効果についても検証していく必要があるとの意見が出された。

#### (3) 今後に向けての検討

今後は、調停委員会内部における認識共有の更なる浸透を前提に、調停委員会と当事者との間の認識共有を更に深めるための取組を引き続き進めることが必要である。その際には、類型的な問題点について、評議を踏まえた法的判断の見通しを当事者にフィードバックするだけにとどまらず、類型的な問題

点以外に当事者が関心を抱いている事項についても、評議等を通じて調停委員会内部で認識を共有し、その結果を当事者にフィードバックしていくことが有効であると考えられる。また、法的判断の見通しのフィードバックに当たり、項目ごとに整理するなどして分かりやすく伝える工夫は重要であるが、そうした運用が硬直化し、調停がその後の審判や訴訟に向けた争点整理の手段となってしまうよう留意する必要もあると思われる。加えて、調停委員会と当事者との間の認識共有については、手続代理人弁護士が付いている場合とそうでない場合とで、その浸透度合いに差があり得るところであり、当事者本人の理解の程度に応じた認識共有の在り方についても議論を深めていく必要がある。

その上で、弁護士の側から、調停委員会と当事者との間の認識共有が、調停の成立には必ずしも結び付いていないのではないかと指摘がされており、裁判官の側からも、当事者の自主的紛争解決を後押しするような課題を設定することが課題であるとの指摘がされていることからすると、今後は、調停委員会と当事者との間の認識共有を踏まえ、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出すような働き掛けの在り方という視点が重要になってくると考えられる。こうした働き掛けについては、調停委員会の役割が中心となるとはいえ、書記官事務や家庭裁判所調査官による行動科学の知見に基づく事実の調査や調整をも活用した総合的なものであると考えられるから、裁判官、調停委員、書記官及び家庭裁判所調査官という関係職種間の連携が一層重要となってくると考えられる。また、こうした取組の効果についても、家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という視点から、実証的な検証を行っていくことが必要であるというべきである。

### 3 人事訴訟の審理や結論の見通しをも念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題

#### (1) 実情調査の結果

##### ア 裁判官から見た現状と課題

人事訴訟を担当する裁判官の側からは、人事訴訟が長期化する要因として、財産分与の申立てのある離婚事件において、当事者間の感情的対立から財産開示が進まなかったり、基準時や特有財産の範囲について争いがあったりすることが指摘され、これらの点は、感情的対立が先鋭化する前の離婚調停の段階から考え方を整理していくことが望ましいとの意見が出された。また、人事訴訟が当事者対立構造の手続であり、家庭裁判所調査官の調整的関与が困難であることから、人事訴訟において面会交流の調整を行うことは困難であることが指摘され、離婚調停の段階で面会交流の調整ができていないと感情的対立が激化しやすく、人事訴訟の進行が困難化・長期化しやすいことからしても、面会交流については、調停段階において積極的に調整を図るべきであるとの意見が出された。

こうした意見を踏まえ、離婚調停を担当する裁判官の側からは、離婚調停において調停不成立が見込まれる場合であっても、直ちに調停不成立とするのではなく、財産分与等について整理を行い、財産一覧表を作成するなどの取組を行っていることが紹介された。また、離婚調停の段階から、人事訴訟の審理をも念頭に、調査囑託を早期に採用したり、離婚について合意がある場合には親権者や養育費等に関する陳述書の作成を依頼したりするといった取組も紹介された。

##### イ 弁護士から見た現状と課題

弁護士の側からは、離婚調停において、人事訴訟になった場合の結論の見通しについては意識をしておき、人事訴訟の結論の見通しとして裁判官が述べることは、離婚調停の担当裁判官と人事訴訟の担当裁判官とが異なる場合であっても重視しているとの指摘があった。他方で、離婚調停においては、あくまでも調停手続における解決を目指して代理人活動を行っており、必ずしも人事訴訟の審理のための主張立証をしているわけではなく、調停段階において総合的な調整を図ることが望ましい事案においては、人事訴訟になった場合に争点となると見込まれる項目を必ずしも全て取り上げるわけではないし、主張書面の内容や構成についても、対立を激化させないよう、あえて簡潔な記載にとどめていることが多い

との実情も紹介された。また、離婚調停における調査嘱託については、弁護士から見ると、特に離婚について争いがある場合等には、謙抑的に運用されているとの指摘がされた。

##### (2) 検証検討会での議論

検証検討会では、前回の実情調査においては、離婚調停と人事訴訟とを別物として取り扱っている弁護士が多い印象があったが、今回の実情調査においては、裁判官だけでなく弁護士の側からも、離婚調停の段階から、人事訴訟の審理を念頭に置いて調査嘱託を実施したり、陳述書及び財産一覧表を作成したりするなどの取組が紹介され、人事訴訟における審理や結論の見通しを念頭に置いた離婚調停の運営が浸透しつつあるのではないかとの意見が出された。

もともと、人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営の具体的な在り方については、裁判官と弁護士との認識が必ずしも一致しているとは言い難いとの指摘がされた。また、離婚調停における調査嘱託の採用については、調停委員が裁判官と十分な認識共有をしないまま、調査嘱託に関する当事者の意向を取り上げずに進行していることもあるのではないかとの意見が出された。

##### (3) 今後に向けての検討

前回の報告書でも指摘されているとおり、調停が自主的な紛争解決手続であるということに照らすと、離婚調停を訴訟化させたり、離婚調停を人事訴訟に向けた争点整理の手続として位置付けたりするような運用は避けなければならないが、このことと、離婚調停の進行に当たり人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置くという運用とは矛盾するものではない。

今回の実情調査を通じ、弁護士の意識としても人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停に臨んでいることが明らかになったといえるが、特に離婚について争いがある場合に、どこまで人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進行すべきかについて、裁判官と弁護士との間には意識の違いもあるように見受けられる。この意識の違いは、①離婚調停と人事訴訟とで担当する裁判官が異なる場合、②代理人弁護士が交替する場合、③離婚調停では手続代理人弁護士が付いていなかったが人事訴訟においては代理人弁護士が付く場合等があることによるものと考えられる。こうした場合にも人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進めるためには、効果的な取組を共有するなど横断的な取組が重要であり、そうした取組を調停委員との間でも共有していくことが必要になると考えられる。とりわけ、後記3のとおり、財産分与の申立てのある離婚事件の増加が人事訴訟の審理期間の長期化の一つの要因であると分析されていることからすると、財産分与が問題となる離婚調停における人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いた進行や調停運営の在り方について、検討を深めることが重要であり、そうした取組の効果についても検証していくことが必要となるというべきである。

### 3 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し、新受件数（9,271件）は前回（1万0004件）より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にあるほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）や、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについても、前回から大きな変化は見られない。

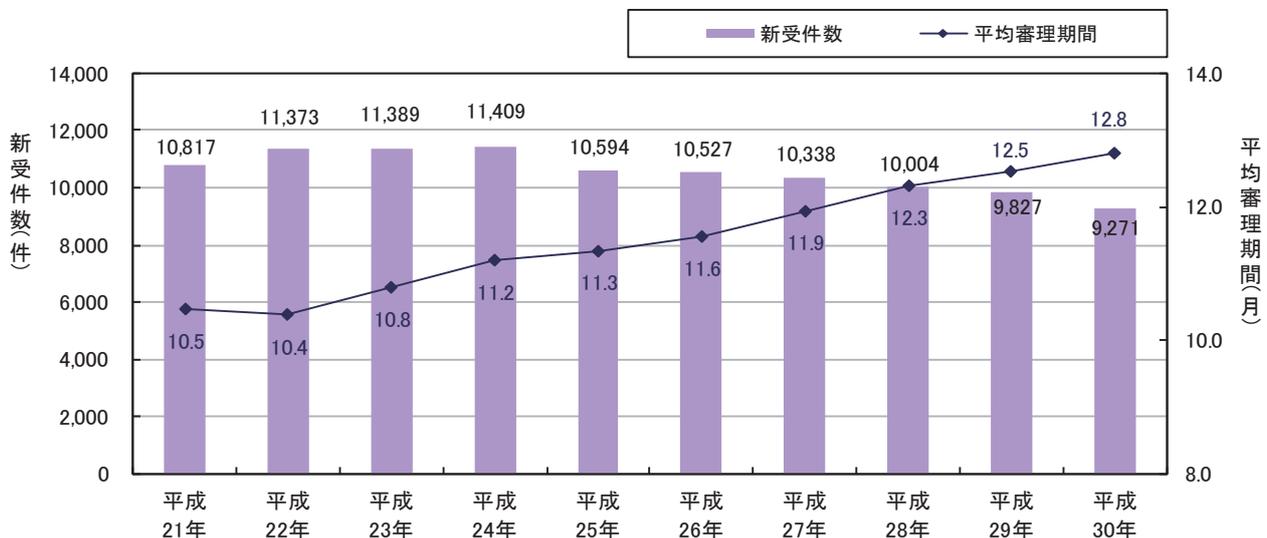
#### 3. 1 人事訴訟事件の概況

##### ○ 事件数及び平均審理期間

人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

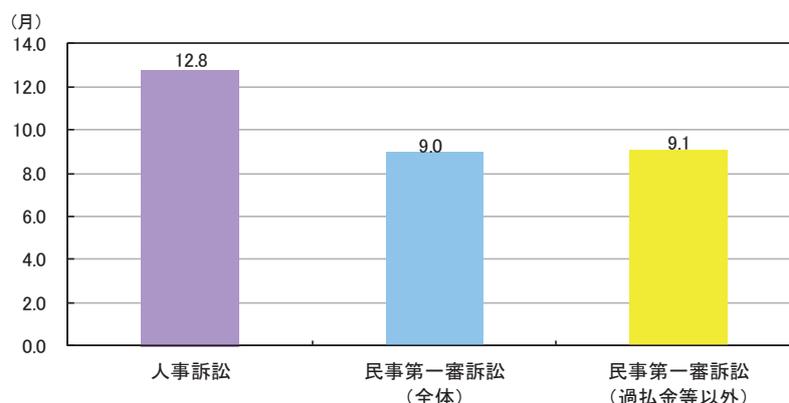
新受件数は、平成24年に1万1409件と最も多くなったが、その後は減少傾向が続いており、平成30年（9,271件）も、前回（1万0004件）より減少している。一方、平均審理期間は、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)



平均審理期間は【図2】のとおりであり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて、長くなっている（第7回報告書117頁【図2】参照）。

【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（28.5%）より減少して26.7%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（40.59%）より3.07%増加して43.66%（4,141件）となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い点が特徴である。（第7回報告書117頁【表3】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	9,477	138,682	98,901
平均審理期間(月)	12.8	9.0	9.1
6月以内	2,532 26.7%	76,656 55.3%	54,060 54.7%
6月超1年以内	2,804 29.6%	27,607 19.9%	19,427 19.6%
1年超2年以内	3,297 34.8%	25,013 18.0%	18,387 18.6%
2年超3年以内	711 7.5%	6,822 4.9%	5,058 5.1%
3年超5年以内	127 1.3%	2,292 1.7%	1,745 1.8%
5年を超える	6 0.06%	292 0.2%	224 0.2%

## ○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。判決（39.9%）が前回（40.8%）より若干減少した一方、和解（45.1%）は前回とほぼ同様であった。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合（69.5%）は、前回（68.3%）より1.2%増加しており、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準を維持している。（第7回報告書117頁【表4】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
判決	3,781 39.9%	57,376 41.4%	43,189 43.7%
うち対席(%は判決 に対する割合)	2,629 69.5%	33,489 58.4%	24,660 57.1%
和解	4,274 45.1%	51,445 37.1%	35,275 35.7%
取下げ	1,165 12.3%	19,800 14.3%	11,478 11.6%
それ以外	257 2.7%	10,061 7.3%	8,959 9.1%

## ○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は、【表5】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割を上回っている。）、本人による事件の割合が低いことは、前回とほぼ同じである（第7回報告書118頁【表5】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に 訴訟代理人	6,261 66.1%	63,049 45.5%	46,417 46.9%
原告側のみ 訴訟代理人	2,923 30.8%	53,489 38.6%	34,079 34.5%
被告側のみ 訴訟代理人	111 1.2%	3,806 2.7%	2,733 2.8%
本人による	182 1.9%	18,338 13.2%	15,672 15.8%

## ○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表6】のとおりである。前回と比べて、平均口頭弁論期日回数には大きな変化は見られないが、平均争点整理期日回数（5.3回）が前回（4.8回）より若干増加したことにより、平均期日回数は前回（7.2回）よりも若干増加し、7.6回となっている。平均期日間隔については、前回と変わらない。（第7回報告書118頁【表6】参照）

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等 以外)
平均期日回数	7.6	5.0	5.0
うち平均口頭弁論 期日回数	2.2	1.9	1.8
うち平均争点整理 期日回数	5.3	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

※ 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表7】のとおりである。争点整理手続の実施率は、前回（65.3%）より3.3%増加して68.6%であり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準にある（第7回報告書118頁【表7】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理手続	実施件数	6,502	60,478	44,612
	実施率	68.6%	43.6%	45.1%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりである。人証調べ実施率（39.7%）は前回（40.4%）より若干減少したが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いていることは前回と同様である（第7回報告書118頁【表8】参照）。こうした傾向には、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数  
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	39.7%	14.4%	15.5%
平均人証数	0.8	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.0	2.7	2.7

なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表9】のとおりであり、前回とほとんど変わらない（第7回報告書119頁【表9】参照）。平均審理期間（15.8月）は、民事第一審訴訟事件（全体）の21.5月（前掲Ⅱ. 1. 1【表18】）と比べると短い。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)

平均審理期間(月)	15.8
平均人証調べ期間(月)	0.2

離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況は【表10】のとおりである。

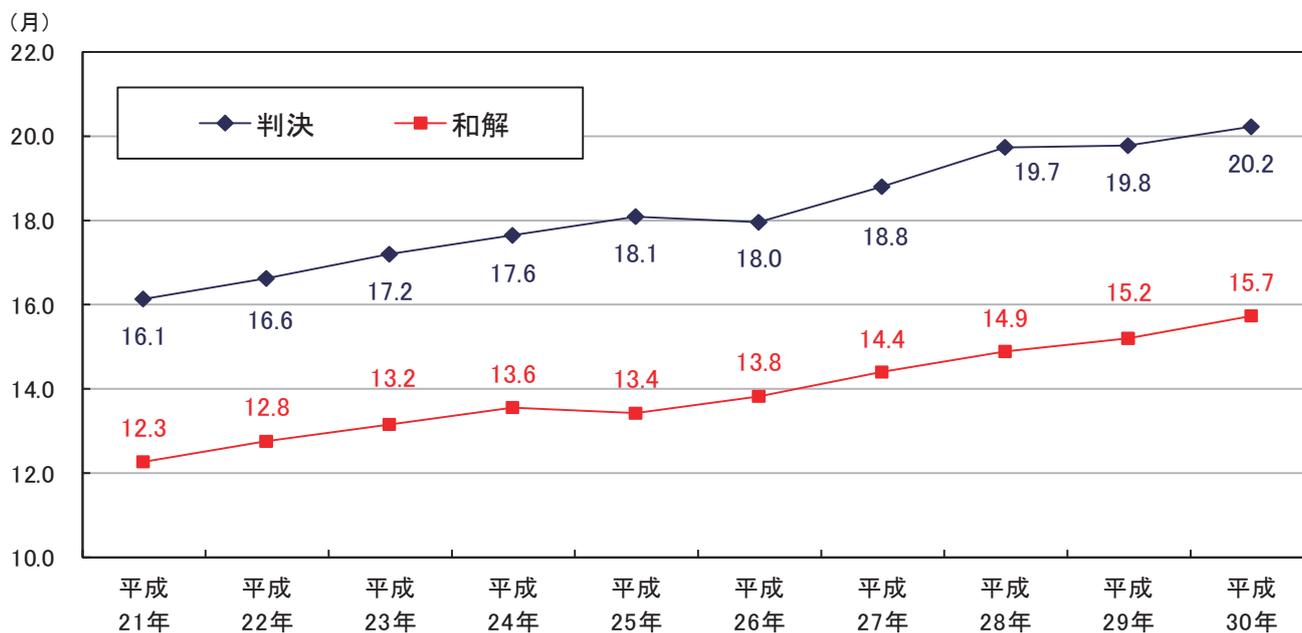
【表10】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況（人事訴訟）

		離婚				離婚以外	
		親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て			
		あり	なし	あり	なし		
既済件数		8,419	5,213	3,206	3,025	5,394	1,058
平均審理期間(月)		13.2	13.3	13.1	16.5	11.4	9.6
平均期日回数		8.0	8.1	7.7	10.4	6.6	4.6
平均期日間隔(月)		1.7	1.6	1.7	1.6	1.7	2.1
争点整理実施率		71.8%	75.0%	66.6%	86.5%	63.5%	43.5%
審理期間	6月以内	2,078 24.7%	1,162 22.3%	916 28.6%	376 12.4%	1,702 31.6%	454 42.9%
	6月超 1年以内	2,481 29.5%	1,611 30.9%	870 27.1%	778 25.7%	1,703 31.6%	323 30.5%
	1年超 2年以内	3,053 36.3%	1,978 37.9%	1,075 33.5%	1,375 45.5%	1,678 31.1%	244 23.1%
	2年超 3年以内	682 8.1%	402 7.7%	280 8.7%	407 13.5%	275 5.1%	29 2.7%
	3年超 5年以内	119 1.4%	56 1.1%	63 2.0%	83 2.7%	36 0.7%	8 0.8%
	5年超	6 0.07%	4 0.08%	2 0.06%	6 0.2%	— —	— —
	訴訟代理人の選任状況	当事者双方	5,788 68.7%	3,708 71.1%	2,080 64.9%	2,423 80.1%	3,365 62.4%
原告側のみ		2,380 28.3%	1,376 26.4%	1,004 31.3%	551 18.2%	1,829 33.9%	543 51.3%
被告側のみ		99 1.2%	57 1.1%	42 1.3%	40 1.3%	59 1.1%	12 1.1%
本人による		152 1.8%	72 1.4%	80 2.5%	11 0.4%	141 2.6%	30 2.8%
終局区分	判決	3,136 37.2%	1,903 36.5%	1,233 38.5%	887 29.3%	2,249 41.7%	645 61.0%
	和解	4,088 48.6%	2,648 50.8%	1,440 44.9%	1,830 60.5%	2,258 41.9%	186 17.6%
	取下げ	977 11.6%	548 10.5%	429 13.4%	248 8.2%	729 13.5%	188 17.8%
	それ以外	218 2.6%	114 2.2%	104 3.2%	60 2.0%	158 2.9%	39 3.7%

離婚の訴えのうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間がそれ以外の事件より長くなっていることは、前回と変わらない。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（59.4%）より1.1%増加して60.5%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（31.7%）より2.4%減少して29.3%となっている。（第7回報告書120頁【表10】参照）

なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間は、【図11】のとおり、判決による場合の方が和解による場合よりおおむね4か月程度長くなる傾向が見られる。

【図11】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける終局区分別平均審理期間の推移



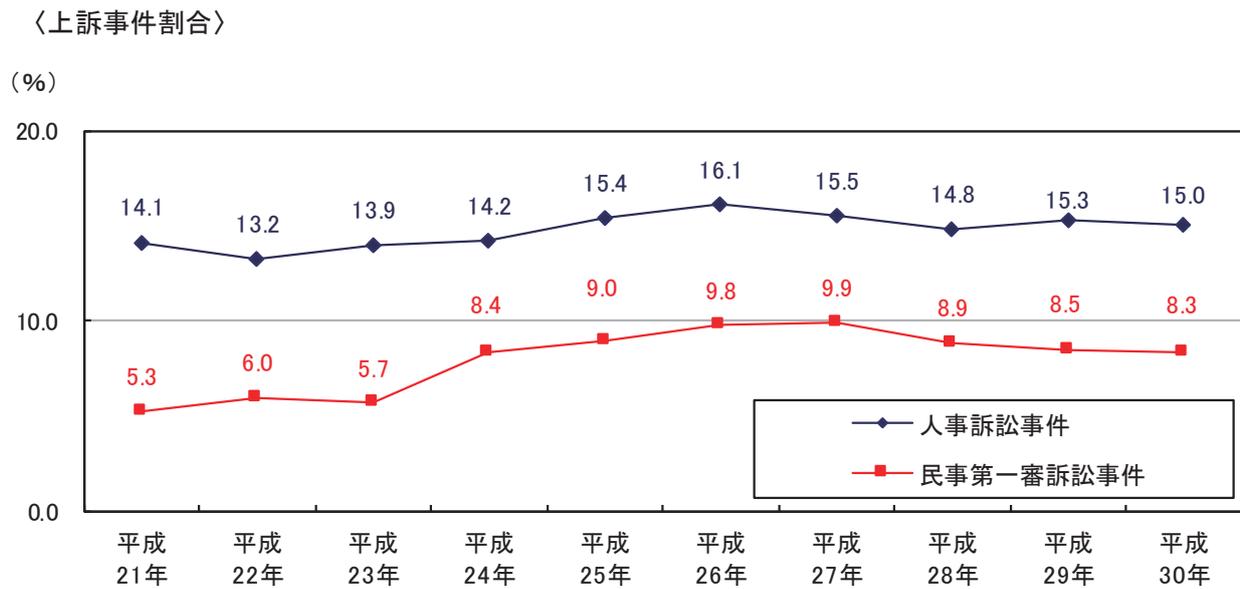
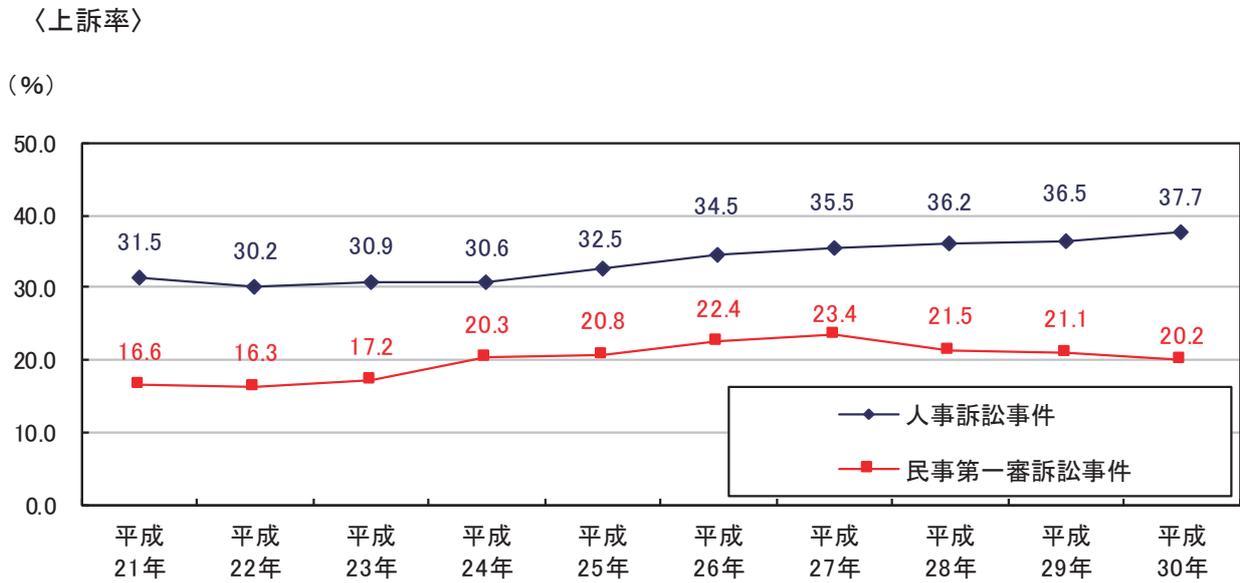
○ 上訴に関する状況

上訴率<sup>1</sup>及び上訴事件割合<sup>2</sup>は【図12】のとおりである。民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

<sup>1</sup> 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

<sup>2</sup> 上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合の推移  
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

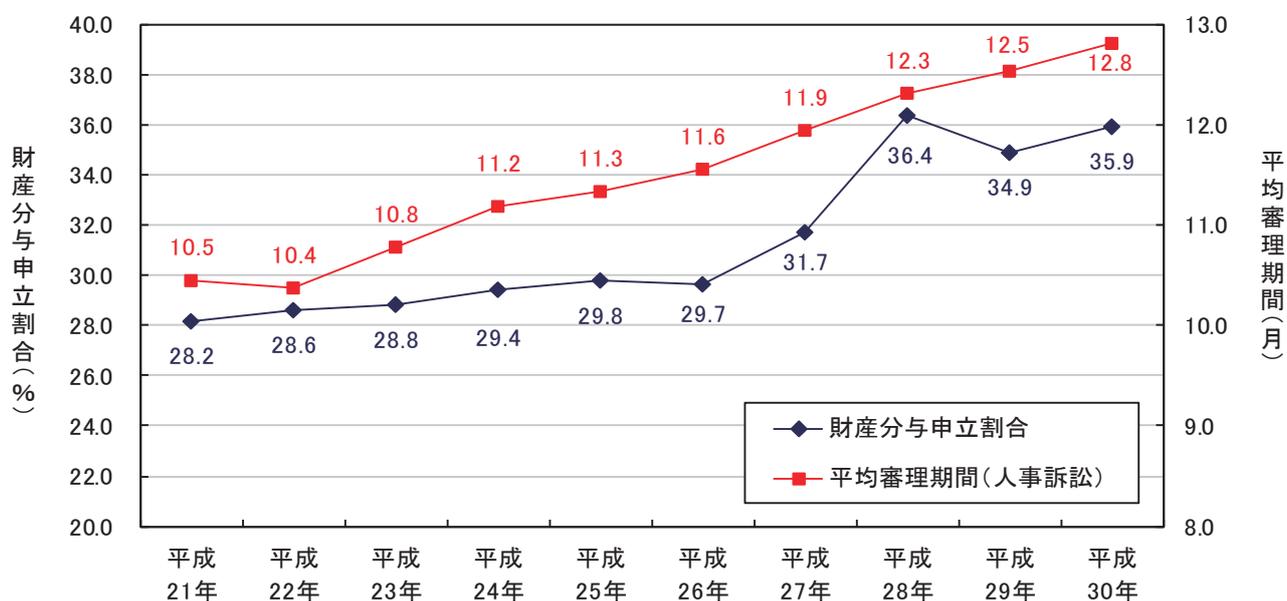


## 3. 2 審理期間の長期化傾向に関する分析

【図13】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が長期的に増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れることから、財産分与の申立てがある離婚事件の増加が人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測される。この人事訴訟の平均審理期間の長期化に関しては、財産分与の申立てがある離婚事件について、資料収集をめぐって審理が難航しがちであることのほか、離婚原因について、必ずしも事案の結論には結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等が指摘されている。財産分与の申立てがある離婚事件の割合については、今後も推移を見ていく必要がある。また、この財産分与の申立てがある離婚事件については、【表5】、【表10】及び【図14】のとおり、訴訟代理人が選任された事件の割合が人事訴訟全体と比べても高く、かつ増加傾向にあり、事件の困難化傾向を示唆しているとも考えられる。

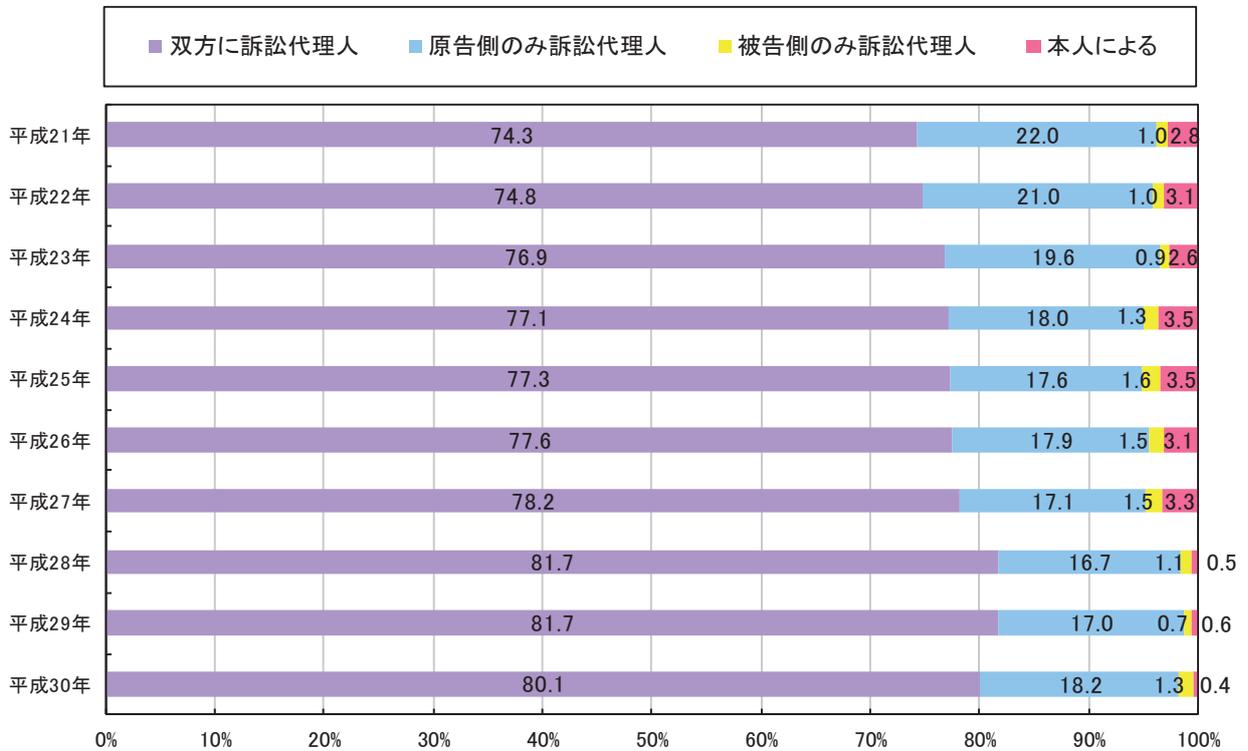
人事訴訟において、いわゆる欠席判決により終局する場合<sup>3</sup>でも証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比べて審理期間が長くなる要因の一つであるとの指摘（第3回報告書分析編35頁，第5回報告書概況編66頁）についても、前提事情の変更はうかがわれない。

【図13】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移



<sup>3</sup> ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し(公示送達による呼出しを含む。)がされたが、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合にされる判決という意味である。

【図14】 財産分与の申立てがある離婚の訴えにおける訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)

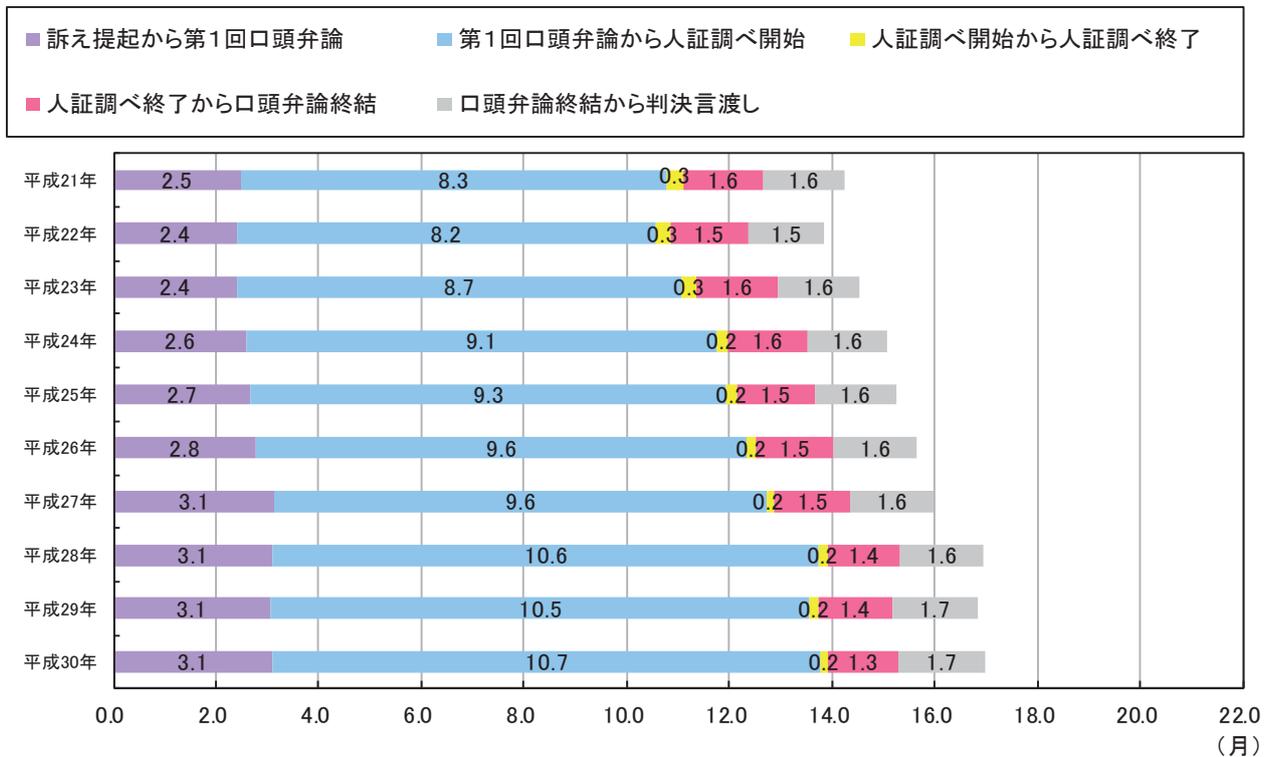


また、【図15①】及び【図15②】のとおり、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体及び財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、合計の平均審理期間の長期化が、主として、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる。

人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化に関しては、従前から、例えば、財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託の申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引き出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐる当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、また、離婚原因については、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちであること等の指摘がされていたが（第6回報告書187頁）、この点についても大幅な事情の変更はうかがわれない。

#### Ⅳ 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟事件の概況等

【図15①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



【図15②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)

